

審議会等設置状況

（令和5年7月1日現在）

審議会等の名称	伊万里市地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業評価委員会
設置の根拠	伊万里市地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業評価委員会設置要綱
設置の目的	伊万里市地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業の評価を行う
設置年月日	令和5年7月1日
委員数	6人
委員の任期	令和5年7月1日から伊万里市地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業の事後評価が終了した日まで
委員名簿	※別紙（様式第1号の2）
所管課	上下水道部管理課下水道管理係 （電話番号 0955-23-5490）

伊万里市地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業評価委員会設置
要綱

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第16項の認定を受けた市の地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づき、国の地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用して実施する事業について、適正な事業評価を行うため、伊万里市地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、認定地域再生計画に定める目標の達成状況等に関する評価及び検討に関する事項を所管する。

(組織)

第3条 委員会は、伊万里市上下水道審議会長、伊万里農林事務所農村環境課長、伊万里保健福祉事務所環境保全課長、伊万里市上下水道部長、伊万里市上下水道部管理課長、伊万里市上下水道部下水道施設課長で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業の事後評価が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は伊万里市上下水道部審議会長をもって充て、副委員長は伊万里上下水道部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、上下水道部管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。